

恩赦上申事務規程の運用について

昭和58年12月23日保恩第246号
刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達

改正 昭和62年12月25日法務省保恩第228号
平成13年 3月23日法務省保総第186号
平成18年 5月23日法務省保総第466号

本日、法務省保恩訓第245号をもって、恩赦上申事務規程（以下「規程」という。）が改正され、昭和59年1月1日から施行されることとなったことに伴い、昭和42年3月8日付け保護恩甲第221号法務省保護局長、刑事局長、矯正局長通達「恩赦上申事務規程の運用について」の全部を次のとおり改めるので、恩赦上申事務の適正な運用に配慮されたい。

記

1 恩赦上申及び恩赦出願期間短縮上申について

(1) 恩赦上申事務の重要性にかんがみ、検察官が行う上申は、最高検察庁の検察官がすべきものについては検事総長、高等検察庁の検察官がすべきものについては検事長、地方検察庁の検察官又は区検察庁の検察官がすべきものについては検事正が行うものとする。

なお、刑務支所又は拘置支所に収容されている者についての上申は、恩赦法施行規則第1条の2第1項第1号、第2項及び第6条第5項の規定により、それぞれの本所の長が行うべきものであることに留意すること。

(2) 規程第4条第3項に規定する恩赦上申書の副本の作成に当たっては、恩赦上申書の左肩に「副本」と表示すること。

(3) 規程第5条第1項第1号に規定する前科調書は、道路交通法違反又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る罰金以下の刑又は刑の免除についての記載があるものとする。

(4) 規程第5条第1項第2号及び第19条第2号に規定する戸籍の謄本又は抄本は、樺太又は千島に在籍していた者で就籍の届出をしていないものについては、住民票の謄本又は抄本をもって、これに代えることができるものとし、また、外国軍隊の構成員又は軍属及びその家族については、所属部隊の司令官の発行する身分証明書をもって、これに代えるものとする。

(5) 規程第6条ただし書に規定する当該有罪とされた事実についてなされたその他の裁判（例えば、上訴審における上訴棄却の判決、確定に係る有罪裁判が上訴審で破棄自判されたものである場合における下級審の判決等）の裁判書に、犯罪の内容、犯情及び犯罪後の状況等に関する記載がある場合には、原則としてその裁判書の謄本又は抄本を上申書に添付すること。

(6) 刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）の長又は保護観察

所の長が上申をする場合において、上申に係る刑が禁錮以上の刑又は拘留であつて、追徴の言渡しがなされているときは、当該追徴の執行状況に関する検察官の証明書（規程第8条に規定する刑執行証明書に準ずる書面）をも添付すること。

(7) 規程第12条第2項及び第20条の規定により提出された情状に関する参考資料は、原則として上申書に添付すること。

(8) 上申後において、恩赦上申書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、上申をした者は、速やかに、規程第13条の2第1項により、その旨を中央更生保護審査会に通知すること。

(9) 恩赦出願期間短縮が許可された者について恩赦上申をする場合において、恩赦上申書に添付すべき書類が恩赦出願期間短縮上申書に添付された書類と同一内容であるときは、この添付を省略し、恩赦上申書の付記欄にその旨を記載すること。

(10) 恩赦の願書を受理したときは、当該願書に受理印を押なつする等、受理年月日を明確にすること。

2 恩赦状について

(1) 恩赦状の送付を受けた検察官は、速やかに判決原本への付記その他必要な手続を執ること。

(2) 恩赦状の交付に当たっては、恩赦法の趣旨、恩赦の行われた意義その他必要と認める事項を説示すること。

(3) 本人の死亡、所在不明その他の事由により恩赦状を交付することができないときは、その旨を法務大臣あて報告するとともに、恩赦状を返戻すること。

(4) 恩赦状の交付が囑託に基づいてなされた場合には、規程第16条に規定する恩赦状交付の報告は、囑託を受けた者が行うこと。